平成２３年（フ）第９号
愛知県豊橋市三ツ相町302番地の２
債務者　大脇　明美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３７１号
釧路市文苑１丁目10番25号　サンロードハイツ103
債務者　山口　裕子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１５３号
島根県簸川郡斐川町大字福富168番地１　町営久木東住宅20号室
債務者　日野由香里（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第３４１０号
神奈川県藤沢市鵠沼橘２丁目８番24―201号
債務者　秋本　光義
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７３１号
横浜市鶴見区寺谷２丁目８番12―２号
債務者　角田　富雅（旧姓黄）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７３９号
横浜市旭区今宿東町1543番地１　W502号
債務者　塚田　良人
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９号
東京都府中市西府町５丁目13番地の４ハウスピュア201
債務者　山村　光弘
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４６号
東京都立川市錦町６―２―５コーポ立川錦町305、住民票上の住所東京都国立市谷保5030番地の１リチェルカーレ105
債務者　佐々木正夫
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８７号
横浜市南区睦町１丁目27番地　民衆館
債務者　長谷川浩資
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９号
長野県佐久市野沢215番地
債務者　荻原奈津子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１４０号
長野県佐久市中込3541番地23　菊池荘別館３号
債務者　戸塚　正城
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１４１号
長野県佐久市太田部115番地２　スマイルハイツ千曲105号
債務者　樋田　　茂
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第８３９号
岡山市中区福泊49番地６
債務者　中村　　実
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９９号
岡山市中区高島２丁目10番１―405号　C408番館23号
債務者　川井　千鶴
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０９号
岡山市中区湊137番地12
債務者　古澤　美穂
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部